有料職業紹介事業 変更届出 提出書類一覧(法人用)

職業紹介事業主は職業紹介事業の開始後、下表の変更等が生じた場合には管轄労働局への届出が必要です。 所定の様式、添付書類を確認して提出期限内に手続きを行ってください。

変更等の事由 様式及び留意事項 法人名称 ■様式:**職業紹介事業変更等届出書(様式第6号)** ②住所 (法人の登記上の住所) 《届出期限》 ③代表者の就任または退任 ・登記事項の変更を伴う場合 ・職業紹介責任者に係る変更 事後30日以内 4)役員(監査役含む)の就任または辞・退任 (5)代表者または役員の氏名(氏の変更) その他の変更……事後 10 日以内 6代表者または役員の住所 ■提出部数:様式第5号⇒3部 ※うち1部は事業主控 ⑦職業紹介事業所の名称 添付書類 ⇒ 各2部 ⑧職業紹介事業所の所在地(同一ビル内での移転等を含む) ● 127816の変更は、**許可証の書換**を伴います。 9職業紹介責任者の変更(増員、減員、交代) ※手数料なし(収入印紙は不要) ⑩職業紹介責任者の氏名(氏の変更)または住所 ● ⑪の事業所新設は、様式第6号、様式第2号(事業計画書)、 ⑪職業紹介事業を行う事業所の新設 個人情報適正管理規程、業務の運営に関する規程等の提出が必 要です。当室にて資産要件や事業所要件等の事前審査が必要な 迎職業紹介事業を行う事業所の廃止 ため、新設する概ね1ヶ月前まで、ご連絡ください。 (3) 兼業の変更 (新たに貸金業、質屋業等を営む場合) ● 44 取次機関の変更の提出書類については当室へお問合せ下さい。 (4)取次機関の変更(国外にわたる職業紹介の場合) ● ⑮ 届出制手数料の変更は、事前に、様式第3号及び手数料表 15届出手数料変更 をご提出ください。 ⑯取扱職種の範囲の変更 (許可証に規定された部分) ●様式:職業紹介事業廃止届出書(様式第7号) 17職業紹介事業の廃止

・⑫は職業紹介事業所を複数有しており、そのうち特定の事業所の廃止、⑰は全ての事業所を含む職業紹介事業そのものを廃止する手続です。

※事後10日以内

■添付書類一覧 ○…必ず提出 △…省略可(既に提出してある書類に変更が生じていない場合等) 一…不要または該当しない 部数 〈変更等の事由〉 **(3**) 1 **2 (5) 6 (7**) (8) (9) **(10)** (11) **13** 上記表の①~(3) 〈添付書類〉 **4**) 本 Δ Δ O 1.定款 2 0 2.登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) Δ 0 Δ Δ Δ Δ Δ 1 1 ☆法人番号をお申し出いただければ、当室にて登記事項の出力が可能です。(無料) 3.代表者・役員の住民票の写し 1 0 0 O 1 ※本籍の記載あり、マイナンバー(個人番号)の記載なし 4.代表者・役員の履歴書 ※押印、写真不要 ※【記載事項…「氏名」「ふりがな」「生年月日」「住所」「最終学歴」 O 1 1 「職歴」「賞罰の有無」(職歴は「入社・退社」「役員の就任・退任」を明記、 「求職活動、家業手伝い、法人設立準備」等も記載し空白期間がないこと)】 5.事業所の賃貸借(使用貸借)契約書 ※届出者(事業主)所有の場合は建物に係る☆不動産登記簿(原本1、コピー1) 2 0 0 ☆不動産番号をお申し出いただければ、当室にて登記事項の出力が可能です。(無料) 6.事業所のレイアウト(平面図) 0 0 1 ※縦横の長さ・平米数、職業紹介責任者の机、個人情報保管場所を記載 7. 職業紹介責任者の住民票の写し ※役員が兼務する場合は省略可能 O 1 1 ※本籍の記載あり、マイナンバー(個人番号)の記載なし 8.職業紹介責任者の履歴書 0 0 0 1 1 ※押印、写真不要 ※記載事項「4.」に同じ ※役員等が兼務の場合は省略可能 0 0 9.職業紹介責任者講習 受講証明書 ※5年以内のもの

※上記⑫・⑯は、添付書類は不要です。但し⑫は、事業所に係る「許可証」の返却が必要です。 ※労働者派遣事業の変更と同時提出の場合は 1.2.3.4.については省略可能です。 ※添付書類3及び7の住民票の写しの「写し」とは、各自治体窓口が発行した原本を指します。